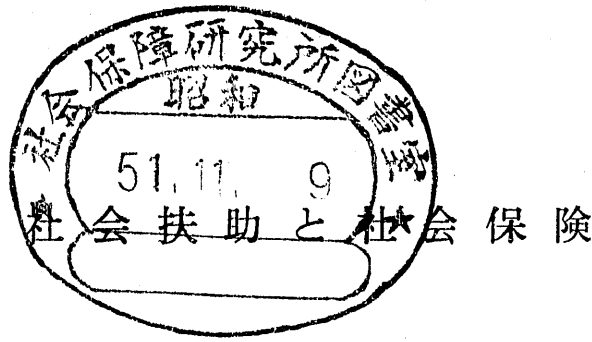




高橋 武

最近の社会保障論議では年金と老人医療の2つがことのほか目立つようになった。福祉元年といわれた昭和48年に、この両者について画期的な改善が行なわれたことが直接の契機であろう。もっとも同じ年に起った石油危機を境にして、経済の運営が安定成長に移行したため、今では財源の方が心配とする議論も多い。その反面には、福祉見直し論も出てきたから、真にめぐまれない人々に対する世間の関心が薄くなるのではないか、つまり積み残しの危険が心配になってくる。

わが国の生活保護法は、制度的には、割に早く確たる存在になったし、今では多くの国の社会扶助制度に一步先んじている感さえする。しかし、生活保護法の恩恵を実際に受けた人の割合、つまり保護率は終始1%台であって、他の工業国に比べて格段に低いことを忘れてはならない。この事実は、わが国の失業率(労働力調査による)が不況期にも1%台を上回ることが殆どないこととともに、この国を極めて経済的に有利な社会にしてきたのであった。問題は今後、雇用問題の深刻化が予想されるとなると、こうしたことが何時まで可能か、また果してこれまで通りでよいのか、という点にある。

社会扶助という制度は、その前身の救貧法の時代から、余り世間からは評判がよくなかった。何よりも、財源にはもともと制約があることだし、その結果、ときに人権問題を引き起すほどの扱い方にもなったからである。そのため社会扶助は、どの国でも生活保障の「最後のよりどころ」とされ、決して社会保障の主流にはされてこなかった。ECの「社会情勢の発展に関する年次報告」(最近版は1975年)では、社会扶助は社会保障の章では扱われずに、他の貧困対策や福祉対策と一緒にされて、社会的サービスの章で扱われてきた。西欧の伝統では社会扶助は、まともな社会保障とはされていないことになる。ピエール・ラロックの「フランスにおける社会保険から社会保障へ」と題する有名な論文(1948年)が社会扶助に余り言及していなかったのも、その証拠であろう。

社会扶助への評価がこのように西欧で低いのは、何よりも、その恩恵に実際にあずかる人々がめぐまれない少数者であるために、世間からは貧乏人として扱われ、結果的に社会的差別をきたしやすいからである。1960年代に貧困を再発見したアメリカで、最低保証所得や逆所得税の構想が出てきたのも、そのためであった。しかし肝心の財源の問題になると、自前の収入源が相当にある社会保険(方式)の場合と財源を専ら公費にまつ制度とでは、その違いは長期的にみると決定的である。終戦直後には社会保障の先進国に目されていたイギリスとスウェーデンが1960年代に、また、オーストラリアとニュージーランドが1970年代に、ともに方向転換を敢行した経験は、まことに教訓的である。

そこで、社会扶助の運命は将来どうなるのだろうか。社会扶助と社会保険との相互接近を指摘したILOの『社会保障への途』(1942年)は、次のように予想していた。

「長い発展の頂点としては、両者はおそらく相合し、結合するであろう。……われわれはもはや社会扶助と社会保険のいずれが支配的であるかを語るができないで……ただそれら2つが支配しているといいうるにすぎなくなるであろう」(邦訳 p.106)。

しかしその後の現実の展開は、両者のコンバージェンス(収斂)よりも、ダイバージェンス(分岐)の方が制度的には目立つ場合さえ多い。20世紀最後の4半期は、一元的な社会保障への途を探究することが大きな研究課題として残されていることになる。